

証券コード 7095

2023年7月12日

(電子提供措置の開始日 2023年7月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Macbee Planet
代表取締役社長 千葉知裕

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://macbee-planet.com/ir/stock_bond/agm.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード(7095)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえご確認ください。



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使の方法についてのご案内」(3頁～4頁)に沿って、2023年7月26日(水曜日)午後7時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年7月27日(木曜日) 午前10時00分(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D

3. 目的事項

【報告事項】

1. 第8期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件（事業目的の変更）
- 第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第8号議案 吸収分割契約承認の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2023年7月27日（木曜日）
午前10時00分

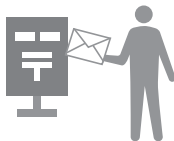
ご出席の場合は、議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2023年7月26日（水曜日）
午後7時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

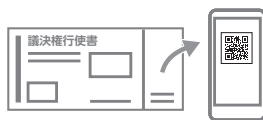
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 **0120(652)031**（受付時間 9:00～21:00）

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2023年7月26日（水曜日）
午後7時00分入力完了分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2023年7月26日（水曜日）
午後7時00分入力完了分まで

パソコン、スマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部

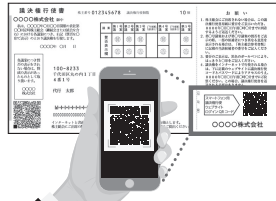
【電話】 **0120(782)031**（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

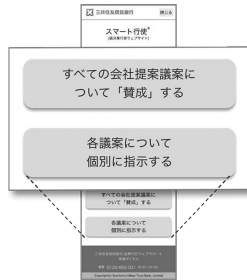
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

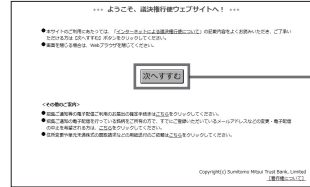
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

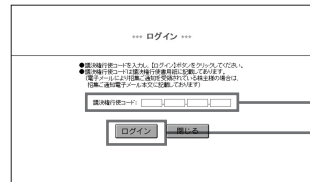
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第8期 事業報告

〔自 2022年5月1日〕
〔至 2023年4月30日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化、原材料価格の高騰及び円安の進行等により依然として不透明な状況が続いておりますが、各種政策の効果や経済活動の段階的な再開に伴って、持ち直しの動きが続くことが期待されております。

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場におきましては、世界全体としてDX(デジタルトランスフォーメーション)推進の波が押し寄せ、本格的なデジタル時代が到来しようとしており、インターネット広告市場は2022年に前年比14.3%増の3兆912億円(*)となりました。世界的にもオフライン媒体と比較してデジタル媒体費の費用効率が良いこともあり、全広告費の約半分を占める傾向にあり、わが国においてもその形に推移しつつあり、当社グループにとって追い風となっております。

* 株式会社電通「2022年日本の広告費」より

こうした環境のもと、当社グループは、インターネット広告をより進化させたLTVマーケティングを提唱し、独自のテクノロジーの開発に力を入れ、事業拡大に向けた取り組みを進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高19,589,076千円(前年同期比35.8%増)、営業利益2,162,631千円(前年同期比74.7%増)、経常利益2,108,351千円(前年同期比70.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,567,194千円(前年同期比106.1%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は25,883千円で、主にオフィスの増床に伴う内装工事等への設備投資によるものです。

(3) 資金調達の状況

2023年3月に、主に株式会社ネットマーケティングの株式の取得を目的として長期借入金1,870,000千円、短期借入金3,500,000千円の資金調達を行いました。

また、2023年4月25日に公募増資により270,000株の新株式を発行し、これにより3,851,874千円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第5期	第6期	第7期	第8期 (当連結会計年度)
	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期	2023年4月期
売上高	—	9,779,066千円	14,425,397千円	19,589,076千円
営業利益	—	785,695千円	1,237,722千円	2,162,631千円
経常利益	—	785,556千円	1,233,518千円	2,108,351千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	547,238千円	760,308千円	1,567,194千円
1株当たり当期純利益	—	173.20円	235.76円	482.18円
総資産	—	3,348,254千円	5,880,971千円	17,519,379千円
純資産	—	1,891,047千円	2,788,089千円	8,167,262千円
1株当たり純資産額	—	589.77円	836.38円	2,296.88円

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は除く）は、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 第6期より連結計算書類を作成しておりますので、第5期の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第5期	第6期	第7期	第8期 (当事業年度)
	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期	2023年4月期
売上高	6,466,028千円	9,776,532千円	14,063,445千円	19,257,618千円
営業利益	374,269千円	789,973千円	1,273,865千円	2,077,512千円
経常利益	364,076千円	790,230千円	1,275,074千円	2,027,066千円
当期純利益	263,863千円	551,458千円	844,980千円	1,580,889千円
1株当たり当期純利益	98.70円	174.54円	262.01円	486.40円
総資産	2,316,402千円	3,350,662千円	5,792,379千円	14,698,738千円
純資産	1,331,184千円	1,890,736千円	2,799,257千円	8,200,404千円
1株当たり純資産額	429.58円	591.09円	863.81円	2,325.98円

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は除く）は、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、2019年12月4日付で普通株式1株につき1,500株の株式分割を行っております。これに伴い、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 対処すべき課題

① 収益性のさらなる向上

当社グループはLTV※1マーケティングを軸に、成果報酬型マーケティング市場において事業展開を行っており、同市場における豊富なノウハウを有しておりますが、拡大する成果報酬型マーケティング市場において、メディアのあり方が多様化していることから、従来の「人」を介在させたコンサルティングに加え、テクノロジーを駆使した効率的な管理、データの解析・分析のオートメーション化をさらに加速させる必要があります。当社グループにおいては、市場動向やクライアントニーズを的確に把握し、迅速に対応することにより、成長著しい成果報酬型マーケティング市場におけるリーディングカンパニーになることを目指してまいります。そのため、既存のアナリティクスコンサルティング事業においては、効率的な管理を進めることにより収益構造の改善を図りつつ、一方で、マーケティングテクノロジー事業の比重を高めるため、新たなプロダクトの開発と既存プロダクトの改善を継続することにより、当社グループ全体の収益性の向上に取り組んでおります。

※1 LTV…Life Time Valueの略語。ユーザー（消費者）が生涯を通じて企業にもたらす利益のことを指し、1人のユーザー獲得にかかることができる費用を算出するための指標のこと。

② 特定の商材、顧客への依存解消

成果報酬型マーケティング市場において、当社グループが推し進めているLTVマーケティングで、競合他社との差別化を図りシェアの拡大を進めておりますが、金融、美容等の特定の商材の売上構成比率が高く、当該市場の環境変化等、外部要因の影響を受ける可能性があります。加えて、一部のクライアントに対する売上高が大きく、取引先の業績及び取引先との取引条件等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。今後、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るために、アナリティクスコンサルティング事業では「顧客基盤の拡大に向けたリレーション活動の強化」、「ターゲット商材の拡大及び運用ノウハウの蓄積」等により新規クライアント開拓を進めてまいります。また、マーケティングテクノロジー事業においては、多様なクライアントを対象とした、「サブスクリプション※2型のサービス提供」を拡大することにより、当社グループ全体の特定商材やクライアントへの偏りを解消していきます。

※2 サブスクリプション…利用期間に対して対価を支払う、定額制のビジネスモデルのこと。

③ 優秀な人材の育成及び確保

当社グループは、持続的な事業収益の拡大をしていくためには人材開発・育成が不可欠との認識のもと、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 S m a s h	90,080千円	79.4%	マーケティングテクノロジー事業
株式会社 A l p h a	35,000千円	100.0%	マーケティングテクノロジー事業
株式会社 ネットマーケティング	428,525千円	100.0%	アナリティクスコンサルティング事業

(注) 2023年3月6日付で株式会社 ネットマーケティングの株式を取得し、子会社となりました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	株式会社 ネットマーケティング
特定完全子会社の住所	東京都港区南青山一丁目2番6号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,482,993千円
当社の総資産額	14,698,738千円

(7) 企業集団の主要な事業セグメント(2023年4月30日現在)

・アナリティクスコンサルティング事業

アナリティクスコンサルティング事業は、データ解析プラットフォーム「ハニカム」を用いてLTV予測を行い、新規ユーザー（消費者）獲得支援を成果報酬型で提供しております。

「ハニカム」では、複数のメディアにまたがって出稿しているWeb広告の一元管理を行い、当社グループが連携している多くのメディア(広告を掲載する媒体。アフィリエイト広告の配信会社であるアフィリエイト・サービス・プロバイダーを含む)から、クライアントのマーケティング目標に合致した適切な出稿先を選定し、ランディングページ（広告やメディアなどから飛び先となるクライアントページのこと。以下「LP」という。）へ流入数を高めるとともに、クライアントのマーケティング活動の戦略立案や運用支援を行っております。

当社グループは成果（サービス申込、契約成立、商品購入等、当社グループとクライアントの間で設定している成果地点を達成し、クライアントによる測定、いわゆる検収・承認がなされたものを指す。）に連動した報酬をクライアントから受け取り、その一部を同じく成

果に連動してメディアに対して支払います。LTVマーケティングにおいては、アフィリエイト広告に加え、アドテクノロジー※1を活用した広告運用やオフライン広告※2を併用するとともに、自社のプロダクトを開発・活用することにより、より効率的かつ効果的なマーケティングを実施しております。

・マーケティングテクノロジー事業

マーケティングテクノロジー事業は、Webホスピタリティツール「Robee」により集客したユーザーを接客しLTVの高い顧客へ転換する施策、及び既存ユーザーの解約を低減させLTVの向上を図る解約防止チャットボット※3の提供を行っております。

「Robee」では、データ解析と機械学習により、消費者のLPへの流入経路、行動パターンを収集し、消費者行動を予測することで、成果（上記、アナリティクスコンサルティング事業の記載と同様）につながるマーケティングを実施しております。当社グループは、成果報酬型方式では成果に連動した報酬を、サブスクリプション方式では定額報酬をクライアントから受け取り、成果につながる改善を図っております。また、クライアントのLPにおける文言や画像、動画等のいわゆるクリエイティブの改善を図り、クライアントのLPへの流入数を高めるとともに、チャットボットや既存顧客との関係維持に着目した施策(リテンションマーケティング)も併せて行うことにより、戦略の幅を広げるマーケティングを提供しております。

また、マーケティングテクノロジー事業では、ゲーム等のアプリケーションのインストールを目的とした「3D AD」※4によるDSP※5の提供を行っております。「3D AD」では、機械学習による広告運用のAI化が実現しており、独自の3Dクリエイティブを以て差別化を図っております。

※1 アドテクノロジー…Web広告において広告の効果を向上させるために用いられる技術の総称。

※2 オフライン広告…インターネット以外を用いた広告のこと。

※3 チャットボット…AIを活用した自動会話プログラムのこと。

※4 3D AD…当社グループが展開する3DCGを広告素材として配信できるスマートフォン/PC向けのDSPの呼称。

※5 DSP…Demand-Side Platformの略語。広告主が使用する広告在庫の買い付け、広告配信等を一括管理する仕組みのこと。

(8) 企業集団の主要拠点等(2023年4月30日現在)

(当社)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(子会社)

会社名	所在地
株式会社Smash	東京都渋谷区
株式会社Alpha	東京都渋谷区
株式会社ネットマーケティング	東京都港区

(9) 従業員の状況(2023年4月30日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
149 (37) 名	83名増 (32名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員及びアルバイト含む。)は最近1年間の平均人員を(外書)で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ、「従業員数」が83名、「臨時従業員数」が32名それぞれ増加しておりますが、主として株式会社ネットマーケティングが連結子会社となったことによるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64 (3)名	11名増 (2名減)	31.5 歳	2年5ヶ月

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びアルバイト含む。)は最近1年間の平均人員を(外書)で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額(2023年4月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	4,063,270千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,560,000株
 (2) 発行済株式総数 3,525,568株(自己株式83株を含んでおります)
 (3) 株主数 2,624名
 (4) 大株主

氏名又は名称	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
MG合同会社	1,278,000	36.25
小嶋 雄介	516,800	14.66
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	205,300	5.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	178,200	5.05
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	110,624	3.14
浦矢 秀行	63,500	1.80
千葉 知裕	49,500	1.40
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT FOR THIRD PARTY	49,000	1.39
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	46,600	1.32
MSIP CLIENT SECURITIES	43,923	1.25

(注) 1. 持株比率は自己株式 (83株) を控除して計算しております。

2. 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 205,300株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 178,200株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2023年4月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	千葉知裕	社長 株式会社ヘリテージ 社外取締役
取締役	松本将和	会長 株式会社ネットマーケティング 取締役 株式会社Smash 取締役
取締役	澤博史	エステートテクノロジー株式会社 代表取締役 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 データセクション株式会社 最高顧問 株式会社デジタルプラス 社外取締役
常勤監査役	平塚睦美	—
監査役	佐藤祐悦	Ci FLAVORS株式会社 監査役 コスメカンパニー株式会社 監査役 アーレス株式会社 監査役
監査役	横山隆	せとうち法律事務所 代表 共創設計株式会社 代表取締役 光陽産業株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役澤博史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の平塚睦美氏及び横山隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2022年7月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、小嶋雄介氏、浦矢秀行氏は取締役を退任いたしました。
4. 2022年7月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、武内重親氏は監査役を辞任いたしました。
5. 当社は、取締役澤博史氏、監査役平塚睦美氏及び横山隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役の横山隆氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該社外取締役又は監査役全員が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び子会社取締役、監査役、執行役員等であり、保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。なお、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針について定めており、その内容は以下のとおりであります。

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

取締役の個人別の報酬等は、金銭による固定報酬とし、株主総会決議の範囲内で、取締役会において協議の上、業績及び貢献度等を総合的に勘案して決定する。

b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給せず、金銭による固定報酬のみ支給する。

c. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。

イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役500,000千円（2019年7月25日株主総会決議）、監査役100,000千円（2019年7月25日株主総会決議）であります。当該定時株主総会決議時点の取締役員数は5名、定款上の員数は取締役7名以下、監査役員数は3名、定款上の員数は4名以下であります。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしており、取締役会として当社が定める決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	55,500 (4,500)	55,500 (4,500)	—	—	—	5(1)
監査役 (うち社外監査役)	14,070 (9,570)	14,070 (9,570)	—	—	—	4(3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役の澤博史氏は、エステートテクノロジーズ株式会社の代表取締役、株式会社ROBOT PAYMENTの社外取締役、アディッシュ株式会社の社外取締役、データセクション株式会社の最高顧問、株式会社デジタルプラスの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役の横山隆氏は、せとうち法律事務所の代表、共創設計株式会社の代表取締役、光陽産業株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	澤 博 史	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席し、他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	平 塚 睦 美	監査役就任後に開催された取締役会16回、監査役会11回全てに出席し、司法書士の資格取得や法律事務所勤務で培った専門知識や豊富な経験、上場企業及び上場企業のグループ企業で勤務した経験や知見に基づき取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。
監査役	横 山 隆	当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	27,300	2,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 法令及び定款等の遵守が企業活動の基盤であることを認識し、当社グループの取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制を構築する。
 - b. 取締役、執行役員及び従業員が、法令及び定款を遵守し行動するよう、コンプライアンスに係る規程を整備し、継続的な研修の実施や適時の社内周知等コンプライアンス意識の醸成に努める。
 - c. 内部監査室（又は内部監査担当者。以下、「監査室」と総称する。）は、会社方針や業務規程、マニュアル等各種社内規程に基づき当社グループの監査を実施し、当該結果を取締役及び監査役に対して速やかに報告・提言する。
 - d. 当社グループで就業する全ての者が、コンプライアンス上疑義のある行為を通報できる体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正に運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関する情報は、法令及び「文書取扱規程」等の社内規程に基づき適切に作成、保存及び管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社グループのリスク管理のため、「リスク管理規程」に基づき、定時又は必要に応じてリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し、管理方法の協議及びリスクの最小化に努める。
 - b. リスク管理委員会において協議された重要事項は、必要に応じて取締役会に報告する。
 - c. 経営会議における業務執行状況の報告等を通じ、新たなリスクの発生可能性を把握し、必要な場合は代表取締役から各関連部署に示達するとともに、迅速な危機管理対策を実施できる体制を整備する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 定款及び「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を監督する体制を構築する。
 - b. 取締役、執行役員及び事業部責任者等で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告、検討及び決定を行う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、事業提携や社内協業を通じて企業集団として統制環境の統一に努める。
 - b. 財務報告に関する基本方針を定め、グループ全体の財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
 - c. 子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。

- ⑥ 監査役の監査に関する体制がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項
 - a. 監査役より職務を補助するための使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求められた場合は、監査役の同意のもと、人員を配置する。
 - b. 補助使用人は、監査役から命令を受けた事項については、取締役の指揮命令を受けない。
 - c. 補助使用人の人事考課や懲戒処分等の決定には、監査役の同意を得なければならない。

- ⑦ 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を確認するため、経営会議及び各種委員会等その他重要な会議に出席することができる。
 - b. 監査室は、実施した内部監査の結果について、遅滞なく監査役に報告する。
 - c. 内部通報窓口管掌部門は、内部通報制度による通報の状況について、監査役に報告する。
 - d. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。
 - e. 執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、内部通報の有無にかかわらず、監査役に当該事実を直接報告することができる。
 - f. 取締役、執行役員及び従業員から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行

- い、常勤監査役はその他の監査役に当該報告を行う。
- g. 監査役は、必要に応じて取締役、執行役員及び従業員に業務に関する報告及び指摘事項に対する改善の状況に関する報告を求める。
- h. 監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対して不利益な扱いをすることを禁止する。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

- a. 「反社会的勢力対応・調査マニュアル」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業や団体、個人とはいかなる取引も行わない。
- b. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整え、また、反社会的勢力に関する動向の把握に努める。
- c. 当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等、継続的に反社会的勢力排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、コンプライアンス規程及びリスク管理規程に従い、四半期に一度の頻度で、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催しており、その他に報告すべき事項があれば、月に2回の頻度で開催している経営会議又は任意の会議を招集し、情報を共有する体制を整えております。常勤監査役は、監査役会を16回開催したほか、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や各役員との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、外部監査法人や監査室と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2023年4月30日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,877,368	流動負債	7,409,679
現金及び預金	9,663,003	買掛金	3,897,269
売掛金	3,808,405	短期借入金	1,682,200
その他	420,324	1年内返済予定の長期借入金	450,988
貸倒引当金	△14,365	未払法人税等	258,410
		賞与引当金	18,465
固定資産	3,642,011	その他	1,102,346
有形固定資産	100,504	固定負債	1,942,438
建物附属設備	74,597	長期借入金	1,942,438
工具、器具及び備品	25,906	負債合計	9,352,117
無形固定資産	2,913,089	(純資産の部)	
ソフトウェア	50,561	株主資本	8,097,608
のれん	2,862,528	資本金	2,340,518
投資その他の資産	628,417	資本剰余金	2,331,718
投資有価証券	258,100	利益剰余金	3,425,827
繰延税金資産	172,889	自己株式	△456
その他	197,428	新株予約権	210
		非支配株主持分	69,444
		純資産合計	8,167,262
資産合計	17,519,379	負債・純資産合計	17,519,379

連結損益計算書

(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		19,589,076
売 上 原 価		15,521,348
売 上 総 利 益		4,067,727
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,905,096
営 業 利 益		2,162,631
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44	
受 取 配 当 金	7,647	
そ の 他	2,708	10,399
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,055	
株 式 交 付 費	50,240	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,075	
そ の 他	307	64,679
経 常 利 益		2,108,351
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	244,426	244,426
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	184,123	184,123
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,168,653
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	689,343	
法 人 税 等 調 整 額	△79,605	609,738
当 期 純 利 益		1,558,915
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△8,279
親会社株主に帰属する当期純利益		1,567,194

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	403,894	395,094	1,858,633	△456	2,657,165
当期変動額					
新株の発行	1,936,623	1,936,623			3,873,247
親会社株主に帰属する当期純利益			1,567,194		1,567,194
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	1,936,623	1,936,623	1,567,194	—	5,440,442
当連結会計年度末残高	2,340,518	2,331,718	3,425,827	△456	8,097,608

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	52,965	52,965	234	77,723	2,788,089
当期変動額					
新株の発行					3,873,247
親会社株主に帰属する当期純利益					1,567,194
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△52,965	△52,965	△24	△8,279	△61,269
当期変動額合計	△52,965	△52,965	△24	△8,279	5,379,172
当連結会計年度末残高	—	—	210	69,444	8,167,262

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社 S m a s h

株式会社 A l p h a

株式会社 ネットマーケティング

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社 ネットマーケティングの株式を取得し子会社化しており、同社を連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。その見積り及び仮定は過去の実績や決算日時点の合理的と考えられる要因を勘案した経営者による最善の見積りに拠っておりますが、それらが有する性質により関連する実際の結果と異なる可能性があります。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	258,100千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断しております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	2,862,528千円
-----	-------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を確認したうえで、減損の認識、測定の要否を判断しております。減損損失の認識、測定を行う場合には、主に事業計画を基にした将来のキャッシュ・フロー等について仮定を設定しております。

のれんの評価は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 127,799千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 3,525,568株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式 45,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。主として資金調達は銀行等金融機関からの借入れによっております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主にベンチャー企業への投資に関するものであります。そのうち、市場価格のない株式等以外のものについては市場価格の変動リスクに晒されており、市場価格のない株式等については当該企業の経営成績等により減損のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

有利子負債である借入金は、主にM&A等に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、管理部及び各担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。

(イ) 市場リスク（時価変動リスク）

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する方法等により管理を行っております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
短期借入金	1,682,200	1,682,200	—
長期借入金(※2)	2,393,426	2,393,343	82
負債計	4,075,626	4,075,543	82

(※1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	160,176
投資事業有限責任組合出資金	97,924

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,663,003	—	—	—
売掛金	3,808,405	—	—	—
合計	13,471,409	—	—	—

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,682,200	—	—	—	—	—
長期借入金	450,988	428,718	427,008	306,962	267,000	512,750
合計	2,133,188	428,718	427,008	306,962	267,000	512,750

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	1,682,200	—	1,682,200
長期借入金	—	2,393,343	—	2,393,343
負債計	—	4,075,543	—	4,075,543

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

短期借入金及び長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行又は借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	アナリティクスコンサルティング事業	マーケティングテクノロジー事業	
売上高			
成果報酬	17,660,873	1,560,025	19,220,898
固定報酬	253,811	114,365	368,177
顧客との契約から生じる収益	17,914,685	1,674,391	19,589,076
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	17,914,685	1,674,391	19,589,076

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,965,415千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	3,808,405千円
契約負債 (期首残高)	—
契約負債 (期末残高)	115,874千円

契約負債は主に、顧客から履行義務を充足する前に受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,296.88円
1株当たり当期純利益	482.18円

9. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2023年4月10日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売り出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式発行を決議し、2023年5月17日に払込が完了しております。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 40,500株
(2) 割当価格	1株につき14,266.20円
(3) 割当価格の総額	577,781,100円
(4) 増加する資本金及び資本剰余金に関する事項	増加する資本金 1株につき7,133.10円 増加する資本準備金 1株につき7,133.10円
(5) 割当先及び割当株式数	株式会社SBI証券 40,500株
(6) 資金使途	①株式会社Alpha及び株式会社ネットマーケティングのM&Aに伴う借入金の返済 ②人員増強及びオフィス拡張 ③マーケティング費用

10. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社は、2023年1月25日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ネットマーケティングの全株式を取得し、子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ネットマーケティング
事業の内容	広告事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「革新的なマーケティングにより世界を牽引する企業になる。」というビジョンのもと、データとテクノロジーを活用し、LTVマーケティングを提供しております。さらなる事業成長を図るため、取得データの拡大や解析力の向上の他、LTVマーケティングの補完領域に係る技術強化により、既存顧客への提供価値向上とともに、新たな業界への展開や既存業界のシェア拡大のための成長投資を積極的に検討し

てまいりました。

株式会社ネットマーケティングは、「常識を超え、人々に幸せを届け、より豊かな社会を作り続ける。」というビジョンのもと、アフィリエイト広告やソーシャル広告等の領域においてプロモーションの戦略立案から運用支援までを一貫して行うコンサルティングサービスを提供しています。

当社グループといたしましては、株式会社ネットマーケティングを子会社化することにより

組織の拡大

株式会社ネットマーケティングにはWEBマーケティングに精通したコンサルタントが多数おり、組織力拡大に寄与すること、

市場シェアの拡大

株式会社ネットマーケティングの広告事業がLTVマーケティングの市場シェア拡大に寄与すること、

顧客のポートフォリオ化

株式会社ネットマーケティングのクライアント業界へLTVマーケティングの展開が可能であり、新たな業界のクライアントを獲得することにより顧客のポートフォリオ化が実現すること

等により、共にLTVマーケティングを推進し、インターネット広告業界の課題を解決することが当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、株式会社ネットマーケティングの取得を決定いたしました。

③ 企業結合日

2023年3月6日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社ネットマーケティング

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、株式会社ネットマーケティングの議決権の100%を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月30日をみなし取得日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金及び預金）	5,370,000千円
取得原価	5,370,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	30,851千円
-----------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんのご金額

2,320,673千円

なお、上記金額は当連結会計年度末において取得価額の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,583,514千円
固定資産	248,189千円
資産合計	3,831,704千円
流動負債	2,700,235千円
固定負債	一千円
負債合計	2,700,235千円

貸借対照表

(2023年4月30日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,435,578	流動負債	4,557,605
現金及び預金	6,779,353	買掛金	1,880,211
売掛金	2,364,917	短期借入金	1,682,200
仕掛品	2,700	1年内返済予定の長期借入金	447,283
前渡金	14,736	未払金	74,429
前払費用	48,789	未払費用	141,600
その他	233,343	未払法人税等	149,608
貸倒引当金	△8,262	預り金	21,848
固定資産	5,263,160	その他	160,424
有形固定資産	54,049	固定負債	1,940,728
建物附属設備	40,439	長期借入金	1,940,728
工具、器具及び備品	13,610	負債合計	6,498,333
無形固定資産	35,078	(純資産の部)	
ソフトウェア	35,078	株主資本	8,200,194
投資その他の資産	5,174,031	資本金	2,340,518
投資有価証券	258,100	資本剰余金	2,331,718
関係会社株式	4,726,952	資本準備金	2,331,718
繰延税金資産	133,580	利益剰余金	3,528,414
その他	55,399	その他利益剰余金	3,528,414
		繰越利益剰余金	3,528,414
		自己株式	△456
		新株予約権	210
		純資産合計	8,200,404
資産合計	14,698,738	負債・純資産合計	14,698,738

損益計算書

(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,257,618
売上原価	15,741,731
売上総利益	3,515,887
販売費及び一般管理費	1,438,374
営業利益	2,077,512
営業外収益	
受取利息	38
受取配当金	7,647
業務受託収入	4,296
雑収入	1,829
営業外費用	
支払利息	11,940
株式交付費	50,240
投資有価証券評価損	2,075
経常利益	2,027,066
特別利益	
投資有価証券売却益	244,426
特別損失	
投資有価証券評価損	184,123
税引前当期純利益	2,087,368
法人税、住民税及び事業税	583,088
法人税等調整額	△76,609
当期純利益	1,580,889

株主資本等変動計算書

(自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	403,894	395,094	395,094	1,947,524	1,947,524	△456	2,746,057
当期変動額							
新株の発行	1,936,623	1,936,623	1,936,623				3,873,247
当期純利益				1,580,889	1,580,889		1,580,889
株主資本 以外の項目の当期 変動額 (純額)							
当期変動額 合計	1,936,623	1,936,623	1,936,623	1,580,889	1,580,889	-	5,454,137
当期末残高	2,340,518	2,331,718	2,331,718	3,528,414	3,528,414	△456	8,200,194

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	52,965	52,965	234	2,799,257
当期変動額				
新株の発行				3,873,247
当期純利益				1,580,889
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△52,965	△52,965	△24	△52,990
当期変動額合計	△52,965	△52,965	△24	5,401,147
当期末残高	-	-	210	8,200,404

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込ま

れる金額で収益を認識しております。ただし、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。その見積り及び仮定は過去の実績や決算日時点の合理的と考えられる要因を勘案した経営者による最善の見積りに拠っておりますが、それらが有する性質により関連する実際の結果と異なる可能性があります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券

258,100千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断をしております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

4,726,952千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行うこととしております。実質価額が著しく低下した株式の回復可能性については、発行会社の財政状態を定期的にモニタリングすることに加え、発行会社における将来の事業計画の実行可能性を社内ですべて十分に検討したうえで、当該株式の評価を行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	28,482千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	15,511千円
長期金銭債権	4,843千円
短期金銭債務	14,834千円
5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上原価	220,382千円
営業取引以外の取引高	4,296千円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	83株
7. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	26,984千円
未払費用	28,864千円
貸倒引当金	2,530千円
一括償却資産	147千円
資産除去債務	1,520千円
減価償却費	2,992千円
投資有価証券評価損	56,378千円
その他	14,161千円
繰延税金資産合計	133,580千円

8. 関連当事者に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,325.98円
1株当たり当期純利益	486.40円

11. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2023年4月10日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売り出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式発行を決議し、2023年5月17日に払込が完了しております。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 40,500株
(2) 割当価格	1株につき14,266.20円
(3) 割当価格の総額	577,781,100円
(4) 増加する資本金及び資本剰余金に関する事項	増加する資本金 1株につき7,133.10円 増加する資本準備金 1株につき7,133.10円
(5) 割当先及び割当株式数	株式会社SBI証券 40,500株
(6) 資金使途	①株式会社Alpha及び株式会社ネットマーケティングのM&Aに伴う借入金の返済 ②人員増強及びオフィス拡張 ③マーケティング費用

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

株式会社Mac bee Planet
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員
指定社員 公認会計士 三浦 貴司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Mac bee Planetの2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Mac bee Planet及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

株式会社Macbee Planet
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員
指定社員 公認会計士 三浦 貴司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Macbee Planetの2022年5月1日から2023年4月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月22日

株式会社Macbee Planet 監査役会

常勤監査役 平塚睦美 ㊟

監査役 佐藤祐悦 ㊟

監査役 横山隆 ㊟

(注) 常勤監査役平塚睦美及び監査役横山隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（事業目的の変更）

1. 提案の理由

第8号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は2023年11月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、事業目的を変更するため、現行定款の第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。この定款変更は、第8号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生ずるものといたします。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1） 広告代理店業 （2） マーケティング・コンサルティング業務 （3） データ分析・解析業務 （4） インターネットを利用した各種情報提供サービス （5） ソフトウェアの開発、製造、賃貸及び販売 （6） 他社への投資並びにその他の有価証券の取得、保有及び運用 （7） 前各号に附帯又は関連する一切の業務</p> <p>（略）</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。</u></p> <p>（1）（現行どおり） （2）（現行どおり） （3）（現行どおり） （4）（現行どおり） （5）（現行どおり） （6）（現行どおり） （7）（現行どおり）</p>

第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）

1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等並びに附則の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本總會終結の時をもって効力が発生するものいたします。

（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（条文省略）
（機関） 第4条 当社は、株主總會及び取締役のほか次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	（機関） 第4条 当社は、株主總會及び取締役のほか次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削除） （3） <u>会計監査人</u>
第2章及び第3章（条文省略）	第2章及び第3章（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。 （新設）	（取締役の員数） 第18条 当社の取締役（ <u>監査等委員であるものを除く。</u> ）は、7名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p><u>3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>4. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等役付取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等役付取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
第24条～第25条 (条文省略)	第24条～第25条 (現行どおり)
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p>
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
<p>(監査役員の員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第37条～第38条 (条文省略)	第33条～第34条 (現行どおり)
(新設)	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算	第7章 計 算
第39条~第43条 (条文省略)	第36条~第40条 (現行どおり)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 2023年7月開催の第8回定時株主総会 <u>終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)</u> <u>の行為に関する会社法第423条第1項の損害</u> <u>賠償責任の取締役会決議による免除につい</u> <u>ては、なお従前の例による。</u></p> <p>2. 2023年7月開催の第8回定時株主総会 <u>終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)</u> <u>の行為に関する会社法第423条第1項の損害</u> <u>賠償責任を限定する契約については、なお従</u> <u>前の例による。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>ちばともひろ 千葉知裕 (1986年7月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>2010年4月 あずさ監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人)入所</p> <p>2014年3月 公認会計士登録</p> <p>2018年10月 当社入社 管理本部長</p> <p>2019年3月 当社取締役経営管理本部長</p> <p>2021年12月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2022年5月 株式会社ヘリテージ 社外取締役(現任)</p>	49,500株
取締役候補者とした理由		<p>千葉知裕氏は、公認会計士としての財務・会計の専門領域における豊富な知識・経験を活かし、当社取締役就任以降は経営管理本部長として、当社の東証マザーズ上場やM&A業務、IR業務など当社グループの市場価値向上や管理領域での体制構築を担うとともに、2021年12月の当社代表取締役就任以降、強いリーダーシップを発揮して、当社の事業発展に尽力してまいりました。このような経験・実績から、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">まつもと まさかず 松本 将和 (1980年10月8日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2003年4月 株式会社東放制作(現：株式会社エフエフ東放)入社</p> <p>2004年2月 株式会社ライブドアファイナンス入社</p> <p>2005年8月 株式会社まくびー設立 代表取締役社長</p> <p>2010年4月 株式会社フォーイット 取締役</p> <p>2011年5月 株式会社まくびーインターナショナル設立 代表取締役社長</p> <p>2013年6月 株式会社アジアビューティーラボ(現：株式会社サイトキャッチャー)代表取締役社長</p> <p>2013年7月 株式会社まくびープロ(現：株式会社 Macbee Hollywood Entertainment) 代表取締役社長</p> <p>2014年1月 株式会社ロンバード 取締役</p> <p>2015年8月 当社設立 取締役</p> <p>2017年2月 CANARY COMPANY LIMITED 代表取締役社長</p> <p>2017年11月 当社取締役経営戦略本部長</p> <p>2019年3月 当社取締役プロダクト本部長</p> <p>2021年3月 当社取締役会長(現任)</p> <p>2021年3月 株式会社 Smash 取締役(現任)</p> <p>2023年3月 株式会社ネットマーケティング 取締役(現任)</p>	1,315,000株
取締役候補者とした理由		<p>松本将和氏は、当社創業者として創業以来強いリーダーシップを発揮して、当社の事業発展に尽力してまいりました。このような経験・実績から、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	^{うつぼえ} ^{ゆうすけ} 靱江 佑介 (1980年12月5日生) 新任	2007年4月 株式会社ネットマーケティング入社 2013年1月 同社広告事業本部副本部長兼広告事業部長 2013年6月 同社執行役員広告事業本部長 2020年9月 同社取締役(広告事業本部管掌) 2022年12月 同社代表取締役社長	— 株
取締役候補者とした理由		<p>靱江佑介氏は、株式会社ネットマーケティング入社後、長年にわたり広告事業に携わり、2013年6月より同社執行役員広告事業本部長を務めてまいりました。同氏は、広告事業の成長戦略の推進や事業部全般のマネジメントにおいて実績を重ねており、事業運営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を期待できると考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	さわ ひろふみ 澤 博 史 (1969年1月28日生) 再任 社外 独立役員	1991年4月 富士通株式会社入社 2006年4月 双日株式会社入社 2007年7月 株式会社CSK-IS入社 2008年8月 株式会社イーライセンス (現：株式会社NexTone) 取締役 2009年7月 データセクション株式会社 代表取締役社 長CEO 2013年4月 ソリッドインテリジェンス株式会社 社外 取締役 2015年4月 Weavers株式会社 取締役 2016年2月 株式会社日本データ取引所 取締役 2016年8月 Money Data Bank株式会社 取締役 2018年4月 データセクション株式会社 取締役会長 2018年6月 データセクション株式会社 会長 2018年9月 Tranzax電子債権株式会社 社外取締役監査 等委員 2018年10月 Tranzax株式会社 社外取締役監査等委員 2018年10月 株式会社プログレス(現：東京ビッグハウス 株式会社) 社外取締役 2018年12月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 エステートテクノロジー株式会社設立 代表取締役(現任) 2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 (現任) 2020年2月 アディッシュ株式会社 社外取締役(現任) 2020年7月 データセクション株式会社 最高顧問(現任) 2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役(現任)	1,500株
社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割	澤博史氏は、会社経営者としての長年にわたる豊富な経験と知識を有しており、また、コーポレート・ガバナンスに関する深い理解があり、これまでの経験を活かし、当社の経営体制の強化及び経営の透明性・客観性の向上に重要な役割を果たしております。このような経験・実績から、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
 2. 各候補者は靱江佑氏を除き再任の取締役候補者であります。また、澤博史氏は社外取締役候補者であります。

3. 澤博史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年7か月となります。
4. 当社は、澤博史氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額となります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、澤博史氏は東京証券取引所が定める独立要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として届け出しています。同氏の再任が承認された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。また、各候補者の再任が承認された場合には、上記保険契約の更新を予定しております。
6. 松本将和氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるMG合同会社が所有する株式数も含んでおります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>くらもと きんや 倉本 勤也 (1957年12月29日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立役員</p>	<p>1981年4月 東レ株式会社入社 1987年7月 大和証券株式会社入社 2002年4月 同社経営企画担当部長 2006年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社 引受審査部長 2010年1月 大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社 グローバル・インベストメント・バンキング 企画部長 2010年10月 大和PIパートナーズ株式会社 経営企画部長 大和証券エスエムビーシープリンシパル・イ ンベストメント株式会社 経営企画部長 2013年6月 大和企業投資株式会社 監査役 大和PIパートナーズ株式会社 監査役 大和証券エスエムビーシープリンシパル・イ ンベストメント株式会社 監査役 2016年2月 東京短資株式会社 社外監査役 2018年2月 光ビジネスフォーム株式会社 社外監査役 2018年9月 株式会社ネットマーケティング 社外監査役 2021年9月 同社取締役監査等委員 2023年3月 同社社外監査役(現任)</p>	一 株
	<p>監査等委員である社外取締役 候補者とした理由 及び期待される役割</p>	<p>倉本勤也氏は、大和証券グループ会社の役員等を長年にわたり経験し、財務及び会計に関する相当程度の専門的知見を有していることから、その経験や知識を活かし、監査体制を強化することが期待されます。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断しており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ひらつか むつみ 平塚 睦美 (1969年6月1日生) <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	1993年4月 日新火災海上保険株式会社 入社 1997年4月 亀山総合法律事務所 入所 2003年1月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社入 社 2006年10月 司法書士資格取得 2007年12月 東洋証券株式会社入社 2021年4月 株式会社ジャパンインベストメントアドバイ ザー入社 2022年7月 当社常勤監査役就任 (現任)	— 株
監査等委員である社外取締役 候補者とした理由 及び期待される役割		平塚睦美氏は、司法書士の資格取得や法律事務所勤務で培った専門知識、豊富な経験に加え、上場企業及び上場企業のグループ企業で勤務した経験や知識を活かし、監査体制を強化することが期待されます。また、業務執行を行う経営陣から独立した容観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断しており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>よこやま たかし 横山 隆 (1981年1月17日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立役員</p>	<p>2007年9月 最高裁判所司法修習生 和歌山地方裁判所配属</p> <p>2009年1月 大塚製薬株式会社入社</p> <p>2009年1月 大塚ホールディングス株式会社出向</p> <p>2016年5月 株式会社リリアム大塚出向</p> <p>2017年12月 大塚メディカルデバイス株式会社出向</p> <p>2019年3月 大塚製薬株式会社退社</p> <p>2019年3月 当社 非常勤監査役(現任)</p> <p>2019年4月 虎ノ門法律経済事務所入所</p> <p>2019年7月 虎ノ門法律経済事務所退所</p> <p>2019年9月 ととのい法律事務所開設 代表</p> <p>2019年9月 共創設計株式会社設立 代表取締役(現任)</p> <p>2020年5月 せとうち法律事務所開設 代表(現任)</p> <p>2020年9月 光陽産業株式会社 取締役(現任)</p>	1,500株
<p>監査等委員である社外取締役 候補者とした理由 及び期待される役割</p>		<p>横山隆氏は、弁護士としての豊富な知見に加え、上場会社での勤務経験を有しており、その経験や知識を活かし、監査体制を強化することが期待されます。また、業務執行を行う経営陣から独立した容観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断しており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者はすべて監査等委員である社外取締役候補者であります。平塚睦美氏及び横山隆氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、平塚睦美氏が1年、横山隆氏が4年4か月となります。
3. 当社は、現任の監査役である平塚睦美氏及び横山隆氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額となります。両氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であり、倉本勤也氏の選任が承認された場合、同氏との間で新たに同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、各候補者は東京証券取引所が定める独立要件を満たしており、当社は、各候補者の選任が承認された場合には、各候補者を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ま

た、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 平塚睦美氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記表の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割」の欄に記載したとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
6. 倉本勤也氏は、当社の子会社である株式会社ネットマーケティングの社外監査役であります。
7. 倉本勤也氏が2018年3月から2022年3月まで社外監査役を務めていた光ビジネスフォーム株式会社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して遅くとも2016年5月6日から2019年10月7日までの間に独占禁止法違反があったとして、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当該違反行為期間中に社外監査役であった倉本勤也氏は、問題の判明まで当該事実を認識していませんでしたが、在任中は、日頃から取締役会及び監査役会等において法令遵守の視点からの発言を行っておりました。当該事実の判明後は、法令遵守の更なる徹底及び再発防止に向けた取組みについて提言を行うなど、その職責を果たしていました。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります東陽監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、監査法人としての独立性、専門性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案し、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階		
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併		
概 要	構成人員	代表社員・社員 特定社員 公認会計士 公認会計士試験合格者等 その他専門職 事務職員 契約職員 合計	89名 4名 319名 231名 215名 96名 236名 1,190名 被監査会社数 1,124社

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年7月25日開催の第4回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、経済情勢等諸般の事情も考慮して、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（うち社外取締役については100,000千円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」が承認可決されますと監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬等の枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第8号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、「革新的なマーケティングにより世界を牽引する企業になる。」というビジョンのもと、データとテクノロジーを活用したLTVマーケティングを提供し、それぞれの領域に特化した子会社の設立やM&Aの実行により、グループ企業としての事業領域を拡大し続けてまいりました。このような背景の下、当社グループの今後の更なる成長と発展に向け、以下の目的をもって純粋持株会社体制に移行することといたしました。

(1) グループ各社の更なる発展

グループ各社の権限を明確にし、その意思決定を迅速にする一方、グループ会社の業績責任を明確にすることで、グループ各社がその権限と責任に基づき更なる成長と発展をすることを目指します。

(2) グループ各社における優秀な経営者人材の育成

グループ各社に権限を委譲することにより、グループ各社において、その経営を通し優秀な経営者人材を育成し、これにより、グループ全体の人材価値向上を目指します。

(3) 当社グループの企業価値の最大化

グループ全体の統一的な戦略策定、経営資源の横断的・効率的な活用と最適配分を行い、グループシナジーを発揮することにより、当社グループの企業価値の最大化を目指します。

(4) 当社グループの更なる発展

M&Aによるグループの拡大、新規分野への進出等により、当社グループについて更なる発展を目指します。

以上の理由により、2023年11月1日をもって持株会社に移行するため、当社の営む事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継すること（以下「本件分割」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社Macbee Planet（以下「甲」という。）と株式会社株式会社Macbee Planet 準備会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割の方法並びに当事会社の商号及び住所）

1. 甲は、吸収分割の方法により、乙に対し、甲がアナリティクスコンサルティング事業及びマーケティングテクノロジー事業（以下「本件事業」と総称する。）に関して有する一切の権利義務を承継させる（本契約に基づく吸収分割を、以下「本件分割」という。）。
2. 本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (甲) 吸収分割会社
商号：株式会社Macbee Planet
住所：東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
 - (乙) 吸収分割承継会社
商号：株式会社Macbee Planet 準備会社
住所：東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

第2条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年11月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位、甲の従業員との間の雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 本件分割における甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。但し、承継される債務について甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際し、甲に対して、株式、金銭その他の対価を交付しない。

第5条（資本金及び資本準備金に関する事項）

乙は、本件分割により資本金及び資本準備金の額を増加しない。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会の承認（会社法第319条第1項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、法令によるか否かを問わず、本件事業について競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第6条に定める株主総会の承認が得られなかったとき又は法令に定められた関係官庁等の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の

上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年6月27日

(甲) 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Macbee Planet
代表取締役社長 千葉知裕 ㊟

(乙) 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Macbee Planet 準備会社
代表取締役 千葉知裕 ㊟

(別紙)

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位、甲の従業員との間の雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、2023年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産その他一切の流動資産及び甲に帰属する未収入金。但し、甲乙間で別途合意した流動資産を除く。

(2) 固定資産

効力発生日において本件事業に属する、無形固定資産、投資その他の資産並びに甲に帰属する有形固定資産及び無形固定資産のうちソフトウェア。但し、甲乙間で別途合意した固定資産を除く。

2. 承継する債務

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する、買掛金その他一切の流動負債並びに甲に属する未払金及び未払費用。但し、甲乙間で別途合意した流動負債を除く。

(2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属する一切の固定負債。但し、甲乙間で別途合意した固定負債を除く。

3. 承継する契約（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき

発生した一切の権利義務。但し、甲乙間で別途合意したものを除く。

4. 承継する雇用契約等

効力発生日において甲に在籍し、本件事業に主として従事する全ての従業員（雇用形態を問わず、かつ出向者、休職者及び内定者を含む。但し、甲乙間で別途合意した従業員を除く。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

5. 承継する知的財産

効力発生日において甲が保有する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他の知的財産権。但し、甲乙間で別途合意した流動負債を除く。

6. 承継する許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要があるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対して対価の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断いたしました。

また、吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、2023年6月22日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下の通りであります。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	88,888	流動負債	—
現金預金	88,888	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		純資産	
		資本金	88,888
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		純資産合計	88,888
資産合計	88,888	負債純資産合計	88,888

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

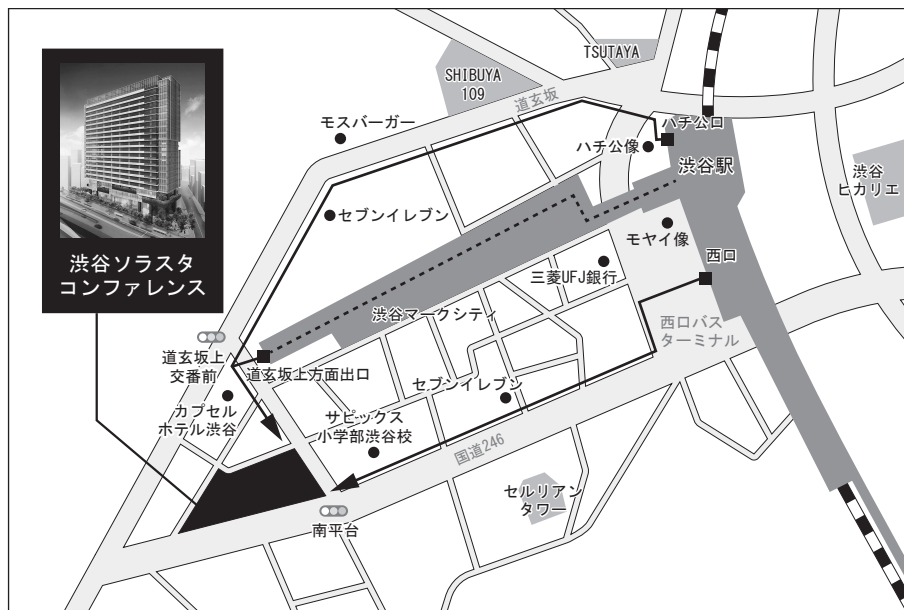
(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス4D



交通：JR山手線／JR埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線
各線 渋谷駅

JR渋谷駅「西口」から徒歩6分

JR渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

JR渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。